

<一般委託>

佐島漁港(本港地区)水域環境調査業務

佐島漁港(本港地区)水域環境調査業務に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本業務は、神奈川県指定天然記念物及び名勝「天神島、笠島及び周辺水域」及びその周辺について、現状変更による海生生物、海洋環境への影響を把握するため、海域のモニタリング調査を行うものである。
2	履行期間	90日間
3	施行場所	横須賀市佐島3丁目地先
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	別紙のとおり
6	関係法規	神奈川県文化財保護条例、神奈川県漁業調整規則、漁港漁場整備法
7	資格要件	平成24年4月1日以降に国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した藻場調査又は海域生物調査業務の契約を元請として締結し完了した実績があること。
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	建設部 港湾整備課 山本 翔平(連絡先 046-822-9623)

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

# 特記仕様書

## 1 業務名

佐島漁港（本港地区）水域環境調査業務

## 2 業務概要

水質調査	1 式
底質調査	1 式
動・植物プランクトン調査	1 式
底生生物調査	1 式
海藻分布調査	1 式
枠取り調査	1 式
報告書作成	1 式

## 3 履行場所

横須賀市佐島 3 丁目地先

## 4 履行期間（90 日間）

自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日

## 5 業務目的

本業務は、神奈川県指定天然記念物及び名勝「天神島、笠島及び周辺水域」及びその周辺について、現状変更による海生生物、海洋環境への影響を把握するため、海域のモニタリング調査を行うものである。

## 6 業務仕様

本業務は、「漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書（水産庁漁港漁場整備部、令和 4 年 4 月）」の定めによるものとし、当該共通仕様書の共通編等における契約条項等は、本市の契約条項に読み替えて使用する。

ただし、使用材料等の基準が改正された時は、新基準に基づくものとする。

なお、特記仕様書を最優先するものとする。

## 7 一般事項

### （1）再発注の禁止

受託者は、印刷製本、トレース等の簡易業務以外の技術的判断を必要とする業務を第三者に請負わせてはならない。

### （2）守秘義務

受託者は、業務の実施過程で知った秘密とされている情報を第三者に漏らしてはならない。

### （3）下検査の実施について

完了検査前に、現場代理人が立会いの上、港湾整備課の実施する下検査を受けなければならない。

#### (4) 許認可等

本業務履行にあたっては、以下の許認可について申請事務を要するため、受託後は監督員の指示に従い速やかに該当機関へ提出すること。

特別採捕許可申請（神奈川県漁業調整規則第45条第2項）

神奈川県指定史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請（神奈川県文化財保護条例第6条）

#### (5) テクリスの登録

受託者は、受注時又は変更時及び完了時において委託代金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、（一財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

ただし、建築関係業務においては、対象外となる場合があるので監督員と協議すること。

また、（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受託者に届いた際には、直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。

完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。

施行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。

変更時と完了までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

#### (6) 参考資料の貸与

業務履行上必要と考えられる参考資料等について、監督員と協議の上、適宜貸与を行うものとする。

### 8 業務内容

調査地点は調査区として現状変更影響範囲に3地点、調査区の工事影響と自然現象（例えば藻場の衰退など）を切り分けるための対照区として非影響範囲に1地点の計4地点とする。

調査区の3地点は、構造物の内側と外側、構造物設置により消失する天端下とする。対照区の位置は、天然記念物指定区域の範囲外とする。さらに調査海域は岩礁を主体とする海底と予測されるため、非影響範囲において代表的な岩礁性藻場環境を選定することとする。

#### (1) 計画準備

事前に業務全体の目的及び内容を把握するとともに、業務の手順及び遂行に必要な事項を企画立案する。

#### (2) 協議・報告

現地調査業務を行うにあたっては、事前に現地調査の実施計画を策定し、実施計画について事前協議を行い、現地関係者に調査実施についての周知・調整を図る。

また、業務の進捗状況等の報告を履行期間の最終に行うものとする。

#### (3) 水質調査

調査区3地点と対照区1地点の計4地点で調査を行う。

採水は2層〔上層（海面下0.5m）、下層（海底上1.0m）〕とする。

なお、採水の際には、水温（JIS K 0102（2019年）7.2）及び透明度（海洋観測指針（1990年）4.1）

についても計測するものとする。

#### (4) 底質調査

調査海域は岩礁が主体であるが、調査区の港内側には佐島漁港から広がる砂泥底が広がっていると予測できる。調査区の港内側の1地点と対照区の1地点で調査を行う。スミスマッキンタイヤ型採泥器によって底質試料を採泥し、分析に供する。

#### (5) 動・植物プランクトン調査

調査区3地点と対照区1地点の計4地点で調査を行う。動物プランクトンはネット法で1層、植物プランクトンは採水法により上下2層で採集し、ホルマリンで固定したのち、分析に供する。

#### (6) 底生生物調査

調査海域は岩礁が主体であるが、構造物の内側には佐島漁港から広がる砂泥底が広がっていると予測できる。調査区の内側の1地点と対照区の1地点で調査を行う。スミスマッキンタイヤ型採泥器によって底質試料を採泥し、1mmメッシュのふるいで生物をより分けて試料とし、ホルマリンで固定したのち、分析に供する。

#### (7) 海藻分布調査

##### 1) 潜水目視観察調査

調査区の構造物施工範囲を横断する測線を1測線設定して、2人1組の潜水士によって海底に出現する海藻、大型底生動物、魚類をベルトトランセクト法により観察・記録する。併せて、海底状況を写真撮影する。

##### 2) 枠取り調査

岩礁帯と予測される調査区1の天端下、外側の2箇所及び対照区1地点の計3地点で調査を行う。海底面の50cm四方の範囲に着生している海藻と動物を剥離採取し、ホルマリン固定したのち、分析に供する。

#### (8) 報告書作成

調査の内容について、報告書を取りまとめる。

なお、報告書の冒頭には、各施設の現地調査結果の概要版を示すものとする。

また、受託者は使用した数値（現地調査記録に基づく計測値等）及び公式、その計算過程及び引用文献を成果品に記載するものとする。

### 9 成果品

(1) 報告書（正副2部、A4判、金文字黒表紙）

(2) 調査結果の取りまとめは、図面及び記録写真等を整理し納品すること。

(3) 電子媒体については、報告書をPDF形式に変換し、CD-RもしくはDVD-Rに記録し、報告書（2部）に添付すること。また、報告書作成に使用した図面及び文書等の電子データについても格納すること。

### 10 配置技術者について

漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書に定められた管理技術者を現場代理人及び主任技術者と読み替えるものとする。

### 11 その他

(1) 業務開始前に業務計画書を提出すること。

(2) 業務履行にあたっては、横須賀市大楠漁業協同組合および関係機関との調整を図り、安全確保に

万全な措置を講ずること。また、協議調整に当たっては、協議資料を作成した上で実施すること。

- (3) 業務の進捗状況等について、監督員と密に連絡を取り、業務が円滑に履行できるように配慮すること。
- (4) 本業務の趣旨、目的等を勘案した上で必要と思われる事項が生じた場合、また本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、監督員と協議の上決定すること。
- (5) 業務完了後において、成果品に誤りが認められた場合、請負者は速やかに訂正を行うこと。
- (6) 請負者は、業務履行中において私的（公的）物件に損傷を与えないよう注意し、万一損傷を与えた場合は、請負者の責によって対応するものとする。
- (7) 本業務より知りえた内容については、いかなる場合においても他に漏洩してはならない。
- (8) 現地調査時に1日当たり1隻警戒船を配置すること。

### (1) 水質調査

項目	分析方法	報告下限値(mg/L)
pH	JIS K 0102 (2019年) 12.1	小数1位まで
塩分	海洋観測指針5.3	—
クロロフィル	上水試験方法 III-2-36	0.5
溶存酸素量 (DO)	JIS K 0102 (2019年) 32.1	0.5
浮遊物質 (SS)	環境省告示第59号 (昭和46年) 付表9	1
化学的酸素要求量 (COD)	JIS K 0102 (2019年) 17	0.5
全窒素 (T-N)	JIS K 0102 (2019年) 45.6	0.05
全リン (T-P)	JIS K 0102 (2019年) 46.3.1	0.003

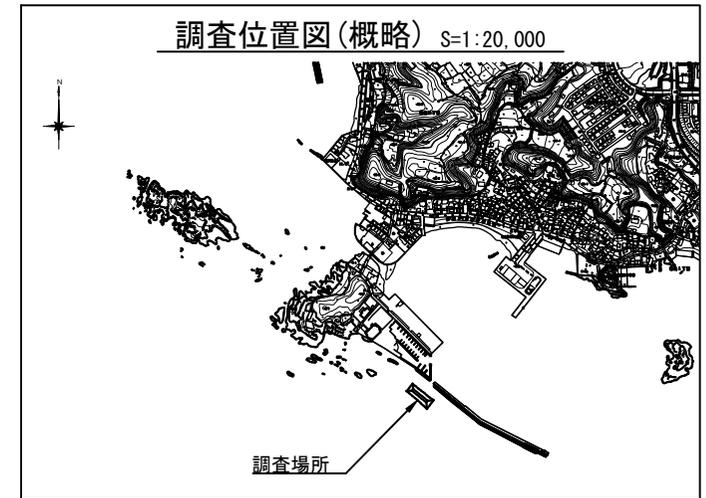
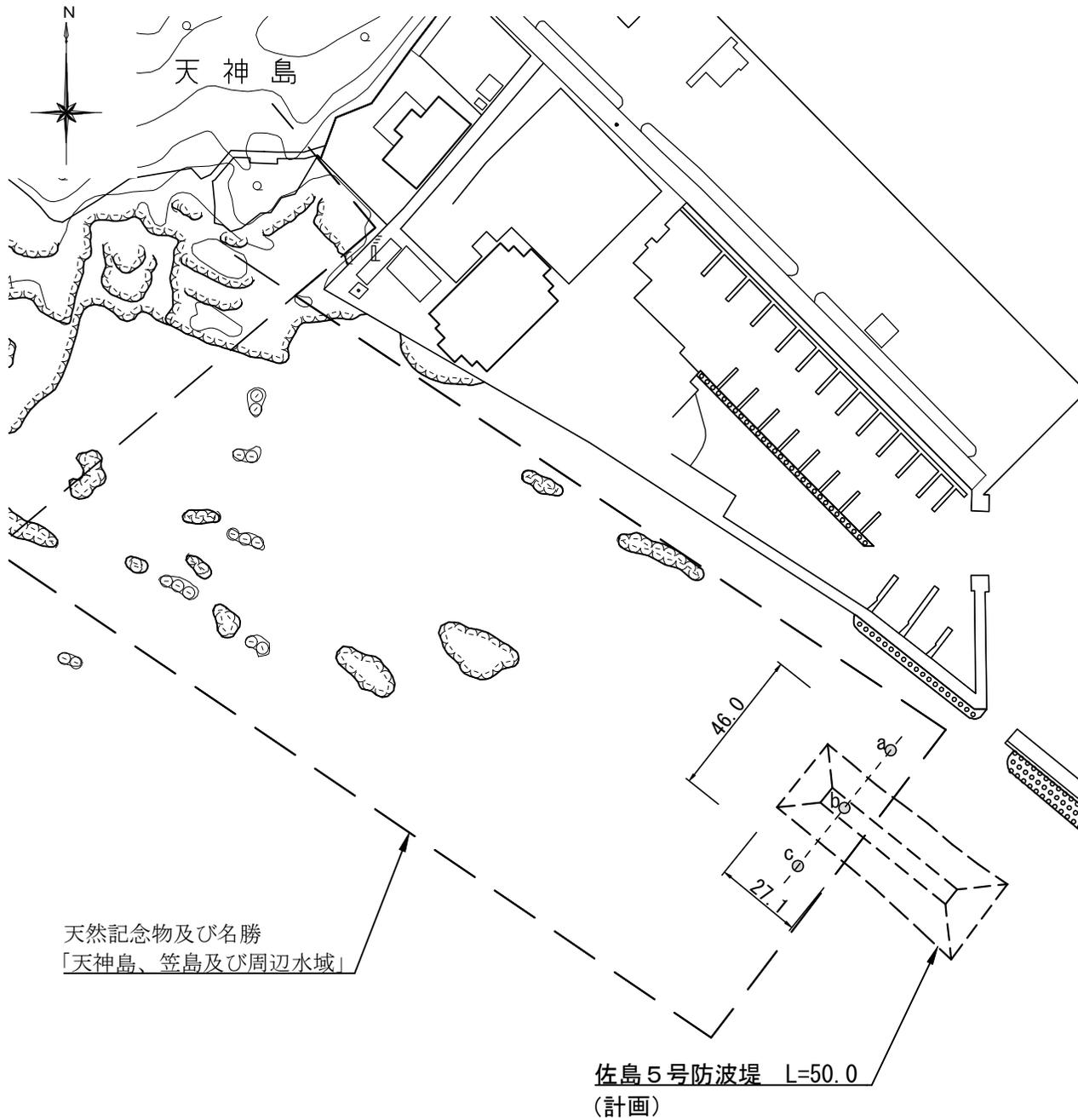
### (2) 底質調査

項目	分析方法	報告下限値(mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	底質調査方法 (平成24年) II.4.7	0.5
全硫化物 (T-S)	底質調査方法 (平成24年) II.4.6	0.01
含水比	JIS A 1203 (2020年)	小数1位まで
強熱減量 (IL)	底質調査方法 (平成24年) II.4.2	小数1位まで
全窒素 (T-N)	底質調査方法 (平成24年) II.4.8.1.2	0.01
全リン (T-P)	底質調査方法 (平成24年) II.4.9.1	0.005
粒度組成	JIS A 1204 (2020年)	小数1位まで

### (3) 生物分析内容

項目	分析内容
動物プランクトン	種の同定、個体数の計測
植物プランクトン	種の同定、個体数の計測
底生生物	種の同定、個体数の計測、湿重量の測定
海藻(藻類)	種の同定、個体数の計測
葉上動物	種の同定、個体数の計測

# 調査位置図(詳細) S=1:2,000 u:m



	X	Y	備考
a	-86504.0908	-20742.4530	調査区
b	-86521.9253	-20756.8579	調査区
c	-86541.7189	-20772.8452	調査区
d	-86594.6400	-20663.3031	対象区